

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年千葉県規則第六十九号）
 ○千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号） 新旧対照表

改正後

改正前

（個人の県民税の賦課徴収に関する報告等の手続）
 第十二条 条例第十七条第一項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる報告書を、同表の下欄に掲げる期限までに提出してしなければならない。

（個人の県民税の賦課徴収に関する報告等の手続）
 第十二条 条例第十七条第一項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる報告書を、同表の下欄に掲げる期限までに提出してしなければならない。

報告書		報告期限
一	個人県民税課税実績報告書	四月十日
二	個人県民税定期課税状況報告書	六月三十日
三	個人県民税分離課税状況報告書	毎月十日

報告書		報告期限
一	個人県民税課税実績報告書	四月十日
二	個人県民税定期課税状況報告書	六月三十日
三	個人県民税分離課税状況報告書	毎月十日

2 条例第十七条第二項の規定による報告は、個人県民税徴収状況報告書によらなければならない。
 3 市町村長は、**法第七百三十九条の四第二項**の規定により個人の県民税を払い込む場合には、払込金額その他必要な事項を記載した報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 条例第十七条第二項の規定による報告は、個人県民税徴収状況報告書によらなければならない。
 3 市町村長は、**法第四十二条第三項**の規定により個人の県民税を払い込む場合には、払込金額その他必要な事項を記載した報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

（個人の県民税に係る書類の様式）
 第十四条 個人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

（個人の県民税に係る書類の様式）
 第十四条 個人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	根拠条項	様式番号
一	個人県民税払込書	法第七百三十九条の四第二項	別記第四十六号様式
二	個人県民税課税実績報告書	条例第十七条第一項	別記第四十七号様式
三	個人県民税定期課税状況報告書	条例第十七条第一項	別記第四十八号様式
四	個人県民税分離課税状況報告書	条例第十七条第一項	別記第四十九号様式
五	個人県民税徴収状況報告書	条例第十七条第二項	別記第五十号様式
六	個人県民税払込報告書	第十二条第三項及び 法第七百三十九条の五第六項	別記第五十一号様式

書類の種類	書類	根拠条項	様式番号
一	個人県民税払込書	法第四十二条第三項	別記第四十六号様式
二	個人県民税課税実績報告書	条例第十七条第一項	別記第四十七号様式
三	個人県民税定期課税状況報告書	条例第十七条第一項	別記第四十八号様式
四	個人県民税分離課税状況報告書	条例第十七条第一項	別記第四十九号様式
五	個人県民税徴収状況報告書	条例第十七条第二項	別記第五十号様式
六	個人県民税払込報告書	第十二条第三項及び 法第四十八条第六項	別記第五十一号様式

七 個人県民税取扱状況報告書	条例第十八条第二項	別記第五十二号様式
八 個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の徴収及び滞納処分状況通知書	法第七百三十九条の五第七項	別記第五十三号様式

七 個人県民税取扱状況報告書	条例第十八条第二項	別記第五十二号様式
八 個人の県民税及び市町村民税の徴収及び滞納処分状況通知書	法第四十八条第七項	別記第五十三号様式

第一号様式

(表)

写 真	第 号
	徴 税 吏 員 証 (検 税 吏 員 証) (県 税 出 納 員 (分 任 出 納 員 ・ 現 金 取 扱 員) 証)
	総 務 部 税 務 課 (千 葉 県 県 税 事 務 所) 自 動 車 税 事 務 所
	氏 名
年 月 日 交 付	
	千 葉 県 知 事 印

備考 写真は、上半身とし、縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルとしなければならない。

(裏)

- 1 この証票のうち徴税吏員証は県税の賦課徴収に関する調査のため質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求を行う場合又は国税徴収法第147条の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求、搜索若しくは事業者等への協力要請を行う場合に、検税吏員証は県税に関する犯則事件について質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、記録命令付差押え、告発等を行う場合に、県税出納員（分任出納員・現金取扱員）証は県税に係る徴収金及び当該徴収金に係る歳入歳出外現金を収納する場合に使用し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票に知事の公印及び契印のないものは無効とする。

第一号様式

(表)

写 真	第 号
徴 税 吏 員 証 (検 税 吏 員 証) (県 税 出 納 員 (分 任 出 納 員 ・ 現 金 取 扱 員) 証)	
総 務 部 税 務 課 (千 葉 県 県 税 事 務 所) 自 動 車 税 事 務 所	
氏 名	
年 月 日 交 付	千 葉 県 知 事 印

備考 写真は、上半身とし、縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルとしなければならない。

(裏)

- 1 この証票のうち徴税吏員証は県税の賦課徴収に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は国税徴収法第147条の規定により質問、検査若しくは搜索を行う場合に、検税吏員証は県税に関する犯則事件について質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、記録命令付差押え、告発等を行う場合に、県税出納員（分任出納員・現金取扱員）証は県税に係る徴収金及び当該徴収金に係る歳入歳出外現金を収納する場合に使用し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票に知事の公印及び契印のないものは無効とする。

(改正後)

第四十六号様式

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div>									
領 収 証 書 ㊦									
口座 番号				加入者					
年度		県 税	第 号						
納 入	様								
県民税及び 森林環境税	千葉県		県税事務所						
金	千	百	十	万	千	百	十	円	
上記の金額を領収しました。									
									領収日付印

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div>									
領 収 済 通 知 書 ㊦									
口座 番号				加入者					
年度		県 税	第 号						
納 入	様								
県民税及び 森林環境税	千葉県		県税事務所						
金	千	百	十	万	千	百	十	円	
上記の金額を領収済みにつき通知 します。									
千葉県 県税事務所長 様									
出納取扱店又は取り ま と め 店 名					領収日付印				
千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店									

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div>									
払 込 書 ㊦									
口座 番号				加入者					
年度		県 税	第 号						
納 入	様								
県民税及び 森林環境税	千葉県		県税事務所						
金	千	百	十	万	千	百	十	円	
上記のとおり払い込みます。 年 月 日									
日					計			領収日付印	
					口				
					円				

(改正前)

第四十六号様式

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div>			
領 収 証 書 ㊦			
口座 番号		加入者	
年度	県 税	第 号	
納 入	様		
<u>県民税</u>	千葉県	県税事務所	
金	千	百	十 万 千 百 十 円
上記の金額を領収しました。			
			領収日付印

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div>			
領 収 済 通 知 書 ㊦			
口座 番号		加入者	
年度	県 税	第 号	
納 入			
<u>県民税</u>	千葉県	県税事務所	
金	千	百	十 万 千 百 十 円
上記の金額を領収済みにつき通知 します。			
千葉県 県税事務所長 様			
出納取扱店又は取り ま と め 店 名		領収日付印	
千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店			

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div>			
払 込 書 ㊦			
口座 番号		加入者	
年度	県 税	第 号	
納 入			
<u>県民税</u>	千葉県	県税事務所	
金	千	百	十 万 千 百 十 円
上記のとおり払い込みます。 年 月 日			
日	計	領収日付印	
	口		
	円		

第四十七号様式

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税課税実績報告書

千葉県県税条例第17条第1項の規定により、下記の年度に係る個人の県民税の課税の実績を次のとおり報告します。

課 税 年 度		区 分		課 税 額 等	
決 定 額 等	県 民 税	本年度の歳入となるべき額 ①		円	
		退職所得に係る所得割額 ②			
		計 ①+② ③			
	市 町 村 民 税	本年度の歳入となるべき額 ④			
		退職所得に係る所得割額 ⑤			
		計 ④+⑤ ⑥			
	森林環境税		本年度の歳入となるべき額 ⑦		
			計 ③+⑥+⑦ ⑧		
	翌年度の歳入となるべき額	県 民 税 ⑨			
		市 町 村 民 税 ⑩			
		森 林 環 境 税 ⑪			
		計 ⑨+⑩+⑪ ⑫			
	法第323条及び第45条による減免額並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条による免除額	県 民 税 ⑬			
		市 町 村 民 税 ⑭			
		森 林 環 境 税 ⑮			
		計 ⑬+⑭+⑮ ⑯			
	減 免 後 の 課 税 額	翌年度の歳入となるべき額	県 民 税 ⑰		
			市 町 村 民 税 ⑱		
			森 林 環 境 税 ⑲		
			計 ⑰+⑱+⑲ ⑳		
		本年度の歳入となるべき額	県 民 税 ㉑		
			市 町 村 民 税 ㉒		
			森 林 環 境 税 ㉓		
			計 ㉑+㉒+㉓ ㉔		
			計 ㉑+㉒ ㉕		
按 分 率 (県民税) ㉑/㉔				0.	
按 分 率 (県民税 (令和5年度以前賦課決定分)) ㉑/㉕				0.	

第四十七号様式

<u>按分率(森林環境税) ⑳/㉔</u>		<u>0.</u>
納税義務者数	均等割のみを納付する者 ㉖	<u>人(人)</u>
	所得割のみを納付する者 ㉗	<u>人(人)</u>
	均等割及び所得割を納付する者 ㉘	<u>人(人)</u>
	退職所得に係る所得割を納付する者 ㉙	<u>人(人)</u>
	<u>計 ㉖+㉗+㉘+㉙</u>	<u>人(人)</u>
森林環境税を納付する者		<u>人(人)</u>

注

- 1 按分率^{あん}の端数の切捨ては、税額の円の位に影響が生じないように行ってください。
- 2 「納税義務者数」欄中の括弧内には、過年度分の納税義務者数を内書きしてください。

第四十七号様式

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税課税実績報告書

千葉県県税条例第17条第1項の規定により、下記の年度に係る個人の県民税の課税の実績を次のとおり報告します。

課 税 年 度		区 分		課 税 額 等
決 定 額 等	県 民 税	本年度の歳入となるべき額 ①		円
		退職所得に係る所得割額 ②		
		計 ①+② ③		
	市 町 村 民 税	本年度の歳入となるべき額 ④		
		退職所得に係る所得割額 ⑤		
		計 ④+⑤ ⑥		
翌年度の歳入となるべき額	県 民 税 ⑦			
	市 町 村 民 税 ⑧			
		計 ⑦+⑧ ⑨		
法第323条及び第45条による減免額	県 民 税 ⑩			
	市 町 村 民 税 ⑪			
		計 ⑩+⑪ ⑫		
減 免 後 の 課 税 額	翌年度の歳入となるべき額	県 民 税 ⑬		
		市 町 村 民 税 ⑭		
		計 ⑬+⑭ ⑮		
	本年度の歳入となるべき額	県 民 税 ⑯		
		市 町 村 民 税 ⑰		
		計 ⑯+⑰ ⑱		
<u>あ ん 分 率</u> ⑱/⑱		0.		
納 税 義 務 者 数	均等割のみを納付する者		() 人	
	所得割のみを納付する者		()	
	均等割及び所得割を納付する者		()	
	退職所得に係る所得割を納付する者		()	
	計		()	

注

- 1 あん分率の端数の切捨ては、税額の円の位に影響が生じないように行ってください。
- 2 「納税義務者数」欄中の括弧内には、過年度分の納税義務者数を内書きしてください。

第四十八号様式

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税定期課税状況報告書

千葉県県税条例第17条第1項の規定により、下記の年度に係る個人の県民税の定期課税の状況を次のとおり報告します。

課 税 年 度		区 分		課 税 額 等
普通徴収分	県 民 税 ①			円
	市 町 村 民 税 ②			
	<u>森 林 環 境 税 ③</u>			
	計			
特別徴収分	翌年度の 収入となる べき額	県 民 税		
		市 町 村 民 税		
		<u>森 林 環 境 税</u>		
		計		
	本年度の 収入となる べき額	県民 税	給 与 所 得 ④	
			公 的 年 金 等 ⑤	
			計 ⑥	
		市町 村民 税	給 与 所 得 ⑦	
			公 的 年 金 等 ⑧	
			計 ⑨	
		<u>森 林 環 境 税 ⑩</u>		
<u>計 ⑥+⑨+⑩ ⑪</u>				
前年度課税分で 本年度の収入 となるべき額	県 民 税 ⑫			
	市 町 村 民 税 ⑬			
	<u>森 林 環 境 税 ⑭</u>			
	計			
本年度の収入 となるべき額	県 民 税 ①+⑥+⑫ ⑮			
	市 町 村 民 税 ②+⑨+⑬ ⑯			
	<u>森 林 環 境 税 ③+⑩+⑭ ⑰</u>			
	<u>計 ⑮+⑯+⑰ ⑱</u>			
	<u>計 ⑮+⑯ ⑲</u>			
^{あん} 按分率 (県民税) ⑮/⑱			<u>0.</u>	
^{あん} 按分率 (県民税 (令和5年度 以前賦課決定分)) ⑮/⑲			<u>0.</u>	

第四十八号様式

	^{あん} 按分率(森林環境税) ⑰/⑱	0.
納 税 義 務 者 数	均等割額のみを納付する者 ⑳	人(人)
	所得割額のみを納付する者 ㉑	人(人)
	均等割額及び所得割額を納付する者 ㉒	人(人)
	計 ㉑+㉒+㉓	人(人)
	森林環境税を納付する者	人(人)

注

- 1 ^{あん}按分率は、小数点以下四位未満を切り捨ててください。
- 2 「納税義務者数」欄中の括弧内には、過年度分の納税義務者数を内書きしてください。

第四十八号様式

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税定期課税状況報告書

千葉県県税条例第17条第1項の規定により、下記の年度に係る個人の県民税の定期課税の状況を次のとおり報告します。

課 税 年 度		区 分		課 税 額 等	
普通徴収分	県 民 税 ①			円	
	市 町 村 民 税 ②				
	計				
特別徴収分	翌年度の収入となるべき額	県 民 税			
		市 町 村 民 税			
		計			
	本年度の収入となるべき額	県民税	給与所得 ③		
			公的年金等 ④		
			計 ⑤		
		市町村民税	給与所得 ⑥		
			公的年金等 ⑦		
計 ⑧					
前年度課税分で本年度の収入となるべき額	県 民 税 ⑨				
	市 町 村 民 税 ⑩				
	計				
本年度の収入となるべき額	県 民 税 ①+⑤+⑨ ⑪				
	市 町 村 民 税 ②+⑧+⑩ ⑫				
	計 ⑬				
<u>あん分率 ⑪/⑬</u>				0.	
納税義務者数	均等割額のみを納付する者			() ^人	
	所得割額のみを納付する者			()	
	均等割額及び所得割額を納付する者			()	
	計			()	

注

- 1 あん分率は、小数点以下四位未満を切り捨ててください。
- 2 「納税義務者数」欄中の括弧内には、過年度分の納税義務者数を内書きしてください。

第五十一号様式

その一

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税払込報告書

個人の県民税について、次のとおり払い込みますので報告します。

月 別	年 月 分	払込年月日	年 月 日	払込方法		
<u>あん</u> 按 分 率		0.				
区 分		所属年度		現年課税分	滞納繰越分	計
				円	円	円
前月中に徴収した県民税及び市町村民税に係る徴収金の合計額		本 税				
		延滞金				
		計				
払 込 金 額		本 税				
		延滞金				
		計				
備 考						

備考

- 1 市町村が県に令和5年度以前に賦課決定した個人県民税を払い込む場合は、この様式中「個人県民税払込報告書」とあるのは「個人県民税払込報告書（令和5年度以前賦課決定分）」と、「個人の県民税」とあるのは「令和5年度以前に賦課決定した個人の県民税」とすること。
- 2 県が市町村に個人市町村民税を払い込む場合は、この様式中「千葉県 県税事務所長」とあるのは「(市町村) 長」と、「(市町村) 長」とあるのは「千葉県 県税事務所長」と、「個人県民税払込報告書」とあるのは「個人市町村民税払込報告書」と、「個人の県民税」とあるのは「個人の市町村民税」と、「及び市町村民税」とあるのは「市町村民税及び森林環境税」とすること。
- 3 県が市町村に令和5年度以前に賦課決定した個人市町村民税を払い込む場合は、この様式中「千葉県 県税事務所長」とあるのは「(市町村) 長」と、「(市町

第五十一号様式

その一

村)長」とあるのは「千葉県 県税事務所長」と、「個人県民税払込報告書」とあるのは「個人市町村民税払込報告書(令和5年度以前賦課決定分)」と、「個人の県民税」とあるのは「個人の市町村民税」とすること。

第五十一号様式

第 号
年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

(市町村) 長

個人県民税払込報告書

個人の県民税について、次のとおり払い込みますので報告します。

月 別	年 月 分	払込年月日	年 月 日	払込方法	
<u>あ ん 分 率</u>		0.			
区 分	所属年度	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	計	
		円	円	円	
前月中に徴収した県民税及び市町村民税に係る徴収金の合計額	本 税				
	延滞金				
	計				
払 込 金 額	本 税				
	延滞金				
	計				
備 考					

備考 県が市町村に個人市町村民税を払い込む場合は、この様式中「千葉県 県税事務所長」とあるのは「(市町村) 長」と、「(市町村) 長」とあるのは「千葉県 県税事務所長」と、「個人県民税」とあるのは「個人市町村民税」と、「個人の県民税」とあるのは「個人の市町村民税」とすること。

第五十一号様式

その二

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

_____ 千葉県 _____ 県税事務所長 様

_____ (市町村) 長

個人県民税払込報告書（森林環境税）

森林環境税について、次のとおり払い込みますので報告します。

月 別	年 月 分	払込年月日	年 月 日	払込方法	
^{あん} 按 分 率 ①		0.			
区 分 所属年度		現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	計	
		円	円	円	
前月中に徴収し た徴収金の合計 額 ②	本 税				
	延滞金				
	計				
払込予定額 ③ ①×②	本 税				
	延滞金				
	計				
歳出還付額 ④	本 税				
	延滞金				
	計				
払 込 金 額 ③-④	本 税				
	延滞金				
	計				
備 考					

備考 「歳出還付額」には、戻出還付額を含めないようにしてください。

(改正前)

(新設)

(改正後)

第五十三号様式

第 号
年 月 日

(市町村) 長 様

千葉県 県税事務所長 印

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の徴収及び滞納処分状況通知書

地方税法第739条の5第7項の規定により、次のとおり通知します。

徴収の引継ぎを受けた期間		年 月から 年 月まで		
区 分	徴収金総額 ①	県の直接費用 ②	差 引 ①-② ③	市町村払込額
税 額	円	円	円	円
督促手数料				
延滞金				
滞納処分費				
計				
備 考				

(改正後)

第五十三号様式

付表

整理 番号	納 税 者 (特 別 徴 収 義 務 者)			滞 納 金 総 額						徴 収 金 総 額				整 理 結 果
	住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称	個人番号又 は 法 人 番 号	年 度	期 別	税 額	督 促 手 数 料	延 滞 金	滞 納 処 分 費	税 額	督 促 手 数 料	延 滞 金	滞 納 処 分 費	
計														

(改正前)

第五十三号様式

第 号
年 月 日

(市町村) 長 様

千葉県 県税事務所長 印

個人の県民税及び市町村民税の徴収及び滞納処分状況通知書

地方税法第48条第7項の規定により、次のとおり通知します。

徴収の引継ぎを受けた期間		年 月から 年 月まで		
区 分	徴収金総額 ①	県の直接費用 ②	差 引 ①-② ③	市町村払込額
税 額	円	円	円	円
督促手数料				
延滞金				
滞納処分費				
計				
備 考				

(改正前)

第五十三号様式

付表

整理 番号	納 税 者 (特 別 徴 収 義 務 者)			滞 納 金 総 額						徴 収 金 総 額				整 理 結 果
	住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 是 名 称	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	年 度	期 別	税 額	督 促 手 数 料	延 滞 金	滞 納 処 分 費	税 額	督 促 手 数 料	延 滞 金	滞 納 処 分 費	
計														